

芽室町監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 9 項の規定により、令和 5 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

芽室町監査委員 岩 波 栄 二

芽室町監査委員 常 通 直 人

令和5年度 定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象範囲及び事項

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行について監査を行った。

(1) 共通事項

① 財務

- ア 入札及び契約事務の執行について
- イ 概算及び資金前渡の精算事務について
- ウ 備品台帳の整備について

② 事務事業

- ア 時間外勤務（振替時間、選挙・災害を除く）の管理について

(2) 工事監査

工事の完了状況の確認について

2 監査の実施時期

令和5年10月17日から令和5年11月20日まで

3 監査の実施方法

監査の対象とした共通事項については全部局、工事監査は1部局に対しそれぞれ実施した。

部 局	本 庁	所管機関	計
町長部局	13		13
教育委員会事務局	2	2	4
議会事務局	1		1
農業委員会事務局	1		1
選挙管理委員会事務局	(1) 併任		(1) 併任
監査委員事務局	1		1
公平委員会	(1) 併任		(1) 併任
計	20	2	22

定期監査のうち共通事項は、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類を審査するとともに、関係職員から主要事務事業の執行状況について説明を受け実施した。

工事監査は、担当課から工事概要の説明を受け、施工現場に出向き工事の完了状況について確認を行った。

第2 監査の結果

各部局の共通事項については、一部に是正を要すると思われるものが見られたが、概ね適正に執行されていると認めた。

また、工事監査についても適正と認めた。

主な監査の結果と所見については次のとおりである。

1 共通事項

(1) 入札及び契約事務の執行について

入札及び契約事務の執行は、一部に不適正な事例も見られたが概ね適正に処理されていた。

職員個々の法令及び条例等の解釈と理解、遵守により、業務が適切かつ正確にそして効率的に行われるとともに、課・係内の徹底された確認行為により、適正な事務の執行に当たっていただきたい。

(2) 概算及び資金前渡の精算事務について

令和5年4月から9月までの概算旅費及び資金前渡については、精算までに1月以上の期間が空いているものが1件あり、担当課から事情を聞き取りし改善策の確認をした。

全体では芽室町財務規則に従い直ちに精算するよう努めていることを確認したので、継続して取り組んでいただきたい。

(3) 備品台帳の整備について

令和5年4月から9月までに購入及び廃棄した備品の台帳整備については、概ね適正に処理されていた。

備品台帳は、取得から処分に至るまで備品ごとに管理するものであることから、今後においても、芽室町財務規則に基づいた適正な管理に努めていただきたい。

(4) 時間外勤務（振替時間、選挙・災害を除く）の管理について

時間外勤務については、令和5年4月から9月までの6か月分と、昨年度同期間との比較では、180時間を超えた職員は同数の9人、最も多い時間数の職員は300時間（昨年度は376時間）であった。

あらかじめ想定の出発点の課題が生じていることも理解はできるが、特定の係に集中する傾向が見受けられる実態から、管理職・監督職においては課内流動を含め引き続きマネジメントの徹底に努め、自身はもとより部下職員の健康管理に十分配慮をしていただきたい。

2 工事監査

工事監査は、温水プールの整備状況について担当職員から工事概要の説明を受けるとともに現地確認を行った。

旧施設の老朽化ため建替により整備された温水プールは、規模をコンパクトにまとめ、資材不足や資材費が高騰する中経費の圧縮に努められていることを確認した。

また、町内唯一の公衆浴場を運営事業者が設置するなど、一体で整備されたトレーニングルーム・レッスンスタジオと併せ、町民の快適な住環境の提供に寄与することが期待できるものであった。